

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

2023年2月28日

2. 認定事業適応事業者の名称

株式会社横浜銀行

3. 認定事業適応計画の内容

(1) 事業適応に係る事業の目標

当行は、地域にとってなくてはならない金融機関であり続けるために、ソリューションの幅を広げるとともに質を高め、地域社会・お客さまが抱える課題に対して真摯な姿勢で向き合うことで、最も身近な存在として選ばれるように長期的にめざす姿（ビジョン）「地域に根ざし、ともに歩む存在として選ばれるソリューション・カンパニー」を定めた。

当行の経営をとりまく環境は、デジタル化の進展や異業種の参入等、不可逆的かつ加速度的に進展しており、また、お客さまのニーズは多様化・高度化が加速的に進展している。こうした長期的にめざす姿（ビジョン）の実現や外部環境に適応していくにあたって DX は、重点戦略として非対面チャネルの拡充によるお客さまの利便性向上・コミュニケーション強化を追求する取り組みを進めていく。

具体的にはスマートフォンアプリならでの利便性をより高めていくとともに、従来では画一的な対応とならざるを得なかったデジタル次元でのお客さまとの関係性を、進展するデジタル技術やデータの活用によりパーソナライズされたものへと変革させ、新しいお客さま体験を創出して新たな需要開拓・お客さまとの取引拡大を図る。

(2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

令和6年度（2024年度）において、当行貸出金利息及び役務取引等収益の伸び率（2022年度から2024年度までの期間における伸び率）が、2017年度から2021年度までの5年間における地方銀行の業種売上高伸び率を5.0%ポイント以上上回ることを目標とする。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

令和6年度（2024年度）において、当行の有利子負債はキャッシュフローの▲14.3倍、経常収支比率は175.0%となる予定である。

(4) 事業適応の類型

情報技術事業適応

(5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

62 銀行業

(6) 事業適応の具体的内容

現在提供している「はまぎんアプリ」に代わり、新たにスマートフォンアプリ（名称：はまぎん 365、以下「365」）を開発、従来のアプリにはなかった口座開設機能や住宅購入のローンシミュレーション（ライフプランニング）機能、チャット型のお客さまとのコミュニケーション機能を提供する。365は、フロントアプリケーションやサーバーをクラウド上に構築し、365が提供する機能拡充のほか、お客さまとのコミュニケーション履歴に応じた提案商品の変更等、お客さまにとって利用しやすいアプリを追求すべく柔軟な改善活動を可能とする。

また、お客さまのニーズを推定するにあたり、銀行の取引データおよび属性データのみでは限りがあることから、外部企業に掲載している広告からの当行ホームページへの来訪履歴のほか、当行ホームページに掲載していく資産形成や年代に合わせたライフイベントへの備え等お客さまにとって有益と考えられる情報提供の閲覧履歴、お客さまが当グループ会社以外で保有している保険商品や住宅等の資産に関するデータ等により、住宅購入やお子さまの進学、介護等のライフイベント発生タイミングや興味・関心に関するデータを収集し、ビッグデータによる属性・傾向分析や AI モデルの構築を志向しながら適時適切な各種金融商品の提案を実現する。これにより、これまで店舗で行っていた業務の一部がスマートフォンアプリにとって代わるため、店舗業務の集中効率化が進むとともに、店舗運営にかかる経費の削減も進む。

以上により住宅ローンや消費系ローン、あるいは投資信託や保険商品等の新たな需要開拓・取引拡大をはかる。

同時に店頭業務の集中効率化に伴う販売費および一般管理費の削減も進めることで、2024年度における売上高に占める販売費及び一般管理費の割合を 2021 年度と比較し、8.8%以上削減することを目指す。

- ・ 産業競争力強化法第21条の28第2項の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準への適合：有
- ・ 産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準への適合：有

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期：2023年3月

終了時期：2025年3月